

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500488 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500032 号

第1 結論

昭和 60 年＊月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年＊月から平成元年 3 月まで

母親の遺品の中から妹の年金手帳が見つかり、母親が、妹の 20 歳から社会人になるまでの学生期間の国民年金保険料を納付していたことを知った。私の年金手帳は見つからなかったが、母親は、私の国民年金の加入手続も行い、学生であった請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、私の姓名とは違う漢字や読み方で記録が管理されている可能性があると思うので、加入手続や国民年金保険料の納付の状況については全く分からぬが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求者の国民年金に係る加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う旨主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の母親は既に亡くなってしまっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したときに払い出された厚生年金保険被保険者手帳記号番号（＊）を基に平成 9 年 1 月 1 日に付番されており、当該基礎年金番号において、請求者が平成 20 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できるが、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は請求期間当時は大学生であった旨陳述しており、当該期間当時、20 歳以上の学生は国民年金に任意加入することができる者であったところ、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金への任意加入の申出を行い、請求者に国民年金手帳記号番

号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索（複数の読み仮名、漢字を含む。）による調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が住民登録をしているA市は、請求者の請求期間における国民年金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿、電算データ等）は保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500276号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2500080号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 4 請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和63年3月下旬から平成2年3月下旬まで
② 平成3年7月中旬から平成4年4月下旬まで
③ 平成6年8月上旬から平成7年1月下旬まで
④ 平成7年2月中旬から平成12年12月下旬まで

私は、請求期間①においてはA社にアルバイトとして、請求期間②においてはC社にアルバイトとして、請求期間③においてはD社F事業所（適用事業所名は、D社）を派遣元事業所として、請求期間④においてはE社に正社員として、それぞれ勤務していたにもかかわらず、いずれの事業所においても厚生年金保険の被保険者となっていない。勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳の写しに、「63-03-25 キュウヨ G」と記帳されていることから、期間の特定はできないものの、請求者がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求期間①において、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、B社の事業主は、当時の人事記録や賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、A社において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者となっている13人に照会したところ、このうちの8人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、このうちの二人は、アルバイトは厚生年金保険に加入していなかったと思う旨回答している。

2 請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、C社が加入していたH厚生年金基金の加入情報を引き継いでいるI企業年金基金の担当者は、請求者の基金加入記録はない旨回答している。

さらに、C社が加入するJ健康保険組合は、請求者の加入履歴はない旨回答している。

加えて、C社の事業主は、勤務を確認できる当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、同社において、当該期間に厚生年金保険の被保険者となっている24人に照会したものの、回答があった16人はいずれも請求者を記憶していない。

3 請求期間③について、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

また、D社の事業主は、当時の人事記録や賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

さらに、D社において、請求期間③に厚生年金保険の被保険者となっている8人に照会したところ、このうちの5人から回答があったが、請求者を記憶している者はおらず、このうちの一人は、正社員でない者は厚生年金保険に加入していなかった旨回答している上、ほかの一人は、希望により厚生年金保険に加入しない者がいた旨回答している。

4 請求期間④について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間のうちの平成7年12月26日から平成12年12月25日までの期間において、E社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E社の事業主は、当時の厚生年金保険に係る届書を保管しているが、その中に、請求者に係る届書はない旨及び当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

また、E社において、請求期間④に厚生年金保険の被保険者となっている11人に照会したところ、このうちの6人から回答があったが、同社における厚生年金保険の加入に係る取扱いについて知っている者はおらず、具体的な回答を得ることはできない。

5 請求期間①から④までについて、オンライン記録により、請求者は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資

料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。